

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容	特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積等の例外許可	
根拠法令等及び条項	建築基準法第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号	
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査基準	根拠条項	建築基準法第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難である。</p>	